



くらしのカレンダー

12/30日 先勝	◆全店営業 ㊤霜島医院(☎62-0579) ㊤金井医院(☎62-0116)	8火 仏滅	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館
31日 友引	[年越し][大はらい]	9水 大安	■はしか予防接種 対象者昭和57年1月～昭和58年6月 生まれの幼児 対象地区 中之島・上通・中通・西所地区 集合時間午後1時40分 会場中之島村公民館 〔はたちの献血・～3月8日〕
1/1日 先負	□元旦 ㊤小林医院(☎62-0562) ㊤寺師医院(☎62-0137) 〔年賀〕〔初詣〕	10木 赤口	[交通安全家庭の日]
2日 水 仏滅	㊤堀医院(☎66-2133) ㊤石川医院(☎66-2140) 〔初荷〕〔初夢〕〔書き初め〕	11金 先勝	■はしか予防接種 対象者昭和57年1月～昭和58年6月 生まれの幼児 対象地区 中野・中条・信条・三沼地区 集合時間午後1時40分 会場中之島村公民館 〔鏡開き〕〔歳開き〕
3日 木 大安	㊤富田医院(☎66-2226) ㊤佐々木医院(☎62-2357)	12土 友引	[金融機関休業日]
4日 金 赤口	[官庁御用始め][役場事務は午前中のみ]	13日 先負	◆桂屋商事(今町SS) ◆榊岡高助中之島SS (猫興野・☎66-4488) (灰島新田・☎66-3245) ㊤山喜医院(☎62-0646) ㊤金井医院(☎62-0116)
5日 土 先勝	[小寒]	14日 月 仏滅	
6日 日 友引	◆榊山嘉商店今町SS ◆小飯塚石油(今町SS) (今町3丁目・☎66-2645) (今町4丁目・☎66-2744) ㊤星野(弘)医院(☎62-0998) ㊤岩崎医院(☎62-1122) 〔出初め式〕	15日 火 大安	□成人の日 ㊤星野(幸)医院(☎66-2103) ㊤寺師医院(☎62-0137) 〔お年玉つき年賀はがきのお年玉抽選会〕〔小正月〕
7日 月 先負	[七草]	16日 水 赤口	■犬・猫引取り日 午前9時まで役場へ持参 (手数料・印鑑必要) ㊤杏仁堂医院(☎62-0123) ㊤石川医院(☎66-2140) 〔やぶいり〕

㊤マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
 ㊤マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
 ◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事 □マークは祝祭日
 ※犬・猫引取り手数料は親(生後3ヵ月以上)1匹1,000円、子(生後3ヵ月未満)10匹まで1,000円



十二月は、陰暦で「師走」とよばれていましたが、また別の名を「除月(じょげつ)」ともいいました。十二月が「除月」で、三十一日つまり大晦日が「除日(じょじつ)」、その夜が「除夜」というわけで、百八つの鐘で知られる「除夜の鐘」の名称も、ここに由来します。



昔は、百七つを年内につ

除夜の鐘

百八つの鐘をつき鳴らすの
 に一時間から一時間半かか
 るそうですが、いくつ目ぐ
 らいで年が明けると、こ
 存じですか。

昔は、百七つを年内につ

き、残りの一つを新年につ
 くならわしだったそうす
 が、今では、午前零時つ
 り新年の合図に最初の一
 つを、年が明けてから残り
 七つをつくってお寺が多い
 ようです。

どうして、このように変
 わってきたのでしょうか。
 あるお寺では、その辺の
 事情について、こんな話
 をしています。

「ゴーンを尾を引くよう
 な余韻が消えてから次を
 きますし、
 信者の方が
 入り代わり
 立ち代わり
 鐘をつかれ
 るので時間は正確に測れ
 ません。百八つめをビタリ午
 前零時に合わせるには、た
 いへんむずかしい。昔は多
 少時刻がずれても、さほど
 差しつかえなかったでしょ
 うが、今はラジオやテレビ
 の時報もありますし、新年
 を告げる鐘の音が正確で
 は、皆さんに申し訳ないで
 すからね」

除夜の鐘も、時代の流れ
 には勝てずと、いったと
 ころでしょうか。

広報 なかのしま

昭和59年 12月 No.136
 編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課
 (〒954-01 ☎0258(66)2270)



建物の形ができました

昭和60年4月の開所をめざして、急ピッチに工事が進められている新中之島保育所。(12月20日撮影)この建設費の一部は、国民年金の積立金から融資されています。

- ### おもな内容
- ・この冬の除雪計画まとまる ②～③
 - ・村政懇談会特集 ④～⑬
 - ・長尾浄子さんが県知事賞受賞 ⑭
 - ・上通農協青年部が全国大会へ ⑮
 - ・故大竹新一さん(元中之島中学校長)に従五位勲五等旭日双光章 ⑯
 - ・「国籍法」「戸籍法」一部改正 ⑰
 - ・村史編さんこぼれ話(その八) ⑱

村民憲章

(昭和五十六年八月八日制定)

一、わたしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

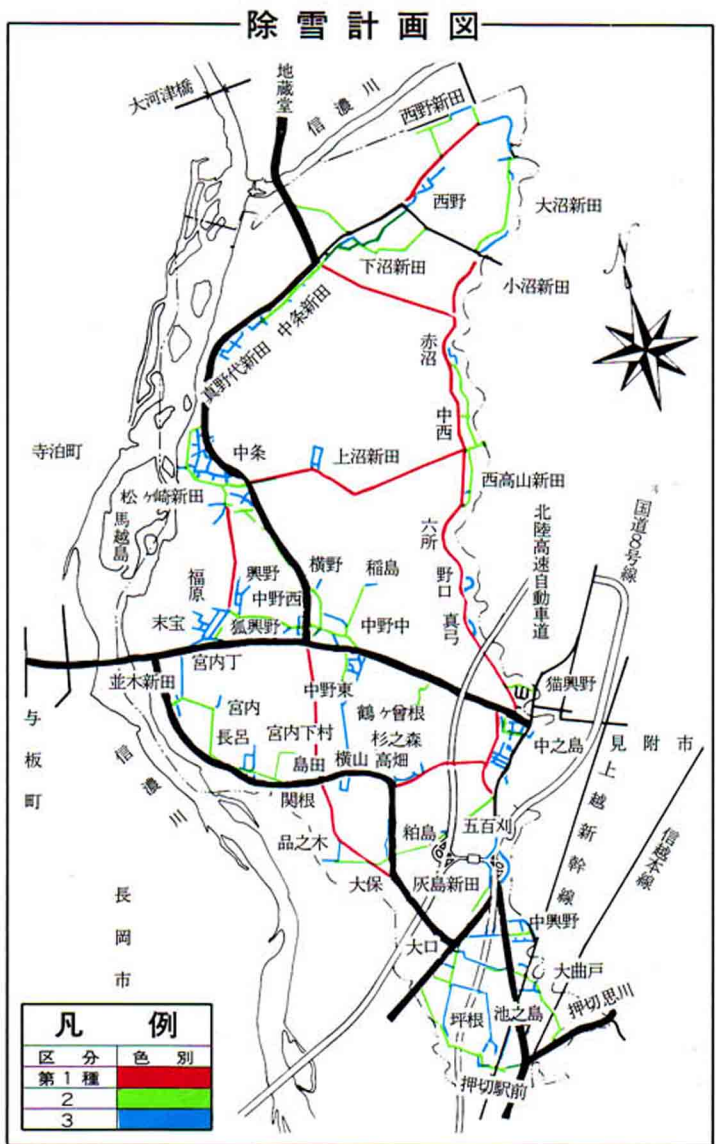
一、わたしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう。

一、わたしたちは、伝統を生きかし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

お互いの協力で 快適な冬の道を

この冬の除雪計画もよろし

今年もまた、本格的な雪の季節となりました。村では、みなさんの生活道路と交通を確保するため、十二月八日に「昭和五十九年度除雪会議」を開催し、綿密な除雪計画を立てて白魔襲来に万全を期すよう、態勢を整えています。そこで、その概要と特にご協力をいただきたいことや、注意してほしいことをまとめてみました。今年もお互いの協力で、快適な冬の道を確保しましょう。



計画の概要

上図を見てください。これは、この冬の村道の除雪計画図(百九十一路線 総延長九十二・七キロメートル)です。これらの除雪対象路線を通勤や通学そのほか利用度及び必要度に応じて次の三分に分け、村有の除雪機械二台と村内十二業者から借り上げた四十台の除雪機械で、その作業にあたりませう。

第一種除雪

二車線の幅員確保を原則とし、異状な降雪(一日の降雪量がおおむね五十センチメートル以上)以外は常時交通を確保する。なお、異状降雪時には、降雪後約二日間ぐらいで一車線確保を図る。(総延長二十一・二キロ

降雪時の火災予防

◆避難口の確保を——積雪や冬囲いにより家の出口がふさがれては、火災や地震の際に避難できません。避難口は二カ所以上確保しましょう。◆プロパンガスの配管や給排水口に注意を——プロパンガスを使用している家庭では、雪降ろしの際、ガスボンベの接続ホースを傷めたり、風呂釜などの給排気口をふさがないように注意しましょう。



スパイクタイヤを 自粛しましょう

最近、スパイクタイヤによる粉じんや、道路の傷みが問題となっています。冬期間でも、スパイクタイヤを控えて、チェーンを使用するように努めましょう。

除雪についての問い合わせ先
役場建設課
☎六六一二七〇(内線二七・二八)



- 県道中野三条線
- ①中条入口から宮村(中条バイパス全線)までの一・七キロメートル。
- ②真野代入口から満州屋商店前まで

冬期間の 駐車禁止区間

冬期間における村内主要道路の交通を確保するため、次の区間が十二月一日から来年三月三十一日までの四ヵ月間、駐車禁止区間に定められました。この駐車禁止は、県公安委員会の告示により実施されるもので、違反車は取り締まりの対象となりますからご注意ください。

第三種除雪

小型車一車線の幅員を確保するよう努めるが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。(総延長四十二・四キロメートル)

第二種除雪

一車線の幅員確保を原則とするが、状況によっては待避所を設ける。なお、異状降雪時には、降雪後約三日間ぐらいで一車線確保を図る。(総延長二十九・一キロメートル)

メートル)

県道見附分水線

満州屋商店前から西野入口までの一・四キロメートル。

村道中之島大沼線

中之島から刈谷田橋(通称四間道路)までの六・七キロメートル

こんな点にご協力を!

除雪作業は、機械力がいくら充実しても、行政だけでできるものではありません。村民の協力があつてこそ、スムーズに行えるのです。

効率的な除雪を行うために、村民一人ひとりのご協力をお願いいたします。

●除雪作業中、路上に放置されている物件に損害を与えても補償できません。万一、車を故障などで放置される場合は、目印と「キー」をつけておいてください。

●屋根の雪おろしが必要となり、やむを得ず路上におろす場合は、交通の支障とならないよう手際よく道路外にかたづけてください。

●消火栓や塀などは、わかりやすい物で目印をお願いします。

●作業中の除雪車は、非常に危険ですから近寄らないでください。特に子どもさんは……。

●除雪車が通ったあと、自宅の出入口は自分で除雪してください。なお、除雪後の道路には、雪を投棄しないでください。

●除雪で、砂利などが農地等に入った場合の排除や補償は、できませんのでご了承ください。

●降雪により、立木や枝が道路を覆うおそれのあるものについては、あらかじめ縄などで支えるか伐採をお願いします。

●除雪作業は早朝や夜間が多いため、作業による騒音で迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

村長懇談会特集

村長とひびを交

三沼公民分館で(十月三十日)



「村民の皆さんと直接ひびを交え、生の声をお聞きたい。そして、それらを行政に反映させよう……」とする、毎年恒例の「村政懇談会」が、10月29日から11月9日まで10日間にわたり、各地区の公民分館や公会堂を会場に開催されました。

話題は、行政事務から村の長期構想まで、幅広く意

▼村道に敷く砂利は、村が直接敷くと聞いたが、
▼村道の敷砂利については、従来、一・二級村道や通学路を重点として、各地区の嘱託員に配分し敷砂利をお願いしていましたが、今年度からは建設課で直接敷くように変更しました。敷く路線は、今まで砂利を配分していた路線で、村道全部を敷砂利している訳ではございません。手落ちがありましたら、建設課に連絡をお願いします。

▼村道杉之森・真弓線の改良計画は、
▼今年度から、1/2補助の公共事業として採択いただき、九百万円の子算をつけていただきました。改良計画は、杉之森から鶴ヶ會根間を二工区に分け、今年度は一工区として鶴ヶ會根間内の用地・物件等の補償をほぼ終わり、三年ぐらいで改良工事を終わる予定にしています。その後、杉之森に向けて工事を進める予定です。なお、道路幅員は五・五メートルです。

▼道路側溝等を清掃する際、従来はそのゴミ等をマタイに入れてまとめておけば、村が取りにきて処分してくれたが、この頃は捨て場をこちらで選定しなければ運搬してくれなくなったが、
▼確かに以前はマタイに入れていただけば、燃えないゴミとして処分していましたが、この頃はそれが許可されなくなりました。それで、まず燃えるゴミと燃えないゴミに分離され、燃えるゴミについては「ゴミ収集日」に出されてもよいのですが、燃えないゴミについては屋敷回り等に穴を掘り処分するよう指導しています。

▼村道改良の促進を。
▼予算の枠もあり、要望通りに実施することは困難ですが、改良計画により進めておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、現道舗装は原則として行っておりません。



道路改良工事の様子

▼除雪は、朝の通勤時間帯までにしてほしいが、
▼朝七時までに除雪をするよう、除雪業者に指示しておりますが、除雪会議の際その旨を更に徹底いたします。

▼村道小沼中条新田線(旧農免道路)から県道中野

村政懇談会特集

えての話し合い

見や要望等が出されましたが、特に共通の話題としては、村の将来像関係、生活関連道路の改良・舗装関係、集落下水及び農業用排水関係、米の生産調整関係・教育(学校教育・社会教育)関係など、生活に直接結びついた話題に集中しました。

その主な内容について、要約して紹介します。



中野西部集落 開発センターで(11月2日)

建設課関係

▼村道中之島大沼線(通称四間道路)の今後の改良整備計画は、
▼今年、一番ネックである野口地内のカーブを、村単独事業で実施したところで、引き続き六所地内のカーブに着手する予定ですが、用地交渉で難航しており、今のところいつ着手できるか目処は立っていません。

また、全体計画では、昭和六十年に国の公共事業(事業費の3/4補助)として取り上げていただくよう、現在陳情を行っているところです。なお、全線完成までは、国の予算のつき次第ですが、おそらく十五年ぐらいかかるのではないかと考えられます。

▼猿橋川改修工事の今後の計画は、
▼今年度で中条地区の工事をほぼ終わり、来年度は次のネックである大口地区に移る予定でしたが、ご承知のとおり長

呂堰関係が急に浮上してきたことから、おそらく長呂堰附近の改修が重点になると思います。

▼県道大口と板線の大口から大保間の改良予定



猿橋川改修の様子(中条地区)

は。
▼猿橋川改修工事が着手されると、道路用地も確保できて道路改良も進められることから、その改修工事の早期着工を三条土木事務所に要望しております。

▼中之島川改修の現況と今後の見直しは、
▼今年度は三千九百万円の子算がつかまわって、低水路の揚水機場を移転する予定であり、昭和六十年、六十一年度にはサイホン工事を完了させ、その後、泥さらいを行い、当面三十トンの水が流れるように計画されていますが、現在、低水路のサイホン工事計画について、中之島村土地改良区と三条土木事務所間で、協議が行われているところです。
また、信濃川下流工事事務所の管轄であるサイホン下の中之島川改修工事についても、下流から鋭意進められています。

▼中西橋改修の現況と今後の見直しは、
▼総工費約五億円の予算で、昭和五十六年度から着手していますが、今年度は三千万円の子算がつか、橋脚一基を近く造ります。来年度につかまわしても下部工事を予定しており、完成は昭和六十三年度を目処にしています。

▼改修橋(大沼新田地区)の改修と、取り付け道路の拡幅を。
▼県では、一村一橋を補助事業の目安としておりますので、現在、中西橋の改修を手がけていることから、同時に二橋の改修は難しいと思います。また、取り付け道路の拡幅については、検討して参ります。

村政懇談会特集

三条線に上る坂は、冬期間になるとスリップのおそれがあるので、滑り止めの用意をお願いしたい。また、西野の専正寺脇の上り坂（県道見附分水線）も同様に。

▽ドラム缶等に砂を入れ、用意しておきます。なお、県道につきましては三条土木事務所の管轄ですので話しておきますが、おそらく砂を置かか塩をまく方法になろうと思います。

▼押切第三踏切を高架構にする改修予定は。また、当初設計が一部変更されたと聞くが。

▽工事は、県と国鉄の合併施工であり、去る十月二十六日に地権者を集めて説明会が開かれましたが、今年度は橋脚一基を造りたいとのこと。また、村道から県道に接続する部分について、一部設計変更がありました。

▼中興野地区に設置された児童公園の維持管理費の負担は。

▽電気料、水道料、汲み取り料は村で負担しますが、公園内の清掃については地元でやっていたらどうお願いします。

産業課関係

たことにより、村も審議会を開き検討した結果、国の方針どおり青刈り稲から他用途利用米への移行を認めるとともに、基準収穫量についても当初の転作算出キロ数の五六〇キログラムに設定して、移行を希望される農家について取り扱いをすることになったものです。

その後、他用途利用米の契約数量の一〇〇パーセントを出荷したところについては、その内の八〇パーセントを加工用原料米として買い上げ、残り二〇パーセントを政府米で買い上げるといふことになりましたが、その一〇〇パーセント出荷が県全体を単位とするのか、市町村別の単位なのか、今のところ分かっていません。また、一〇〇パーセントに満たなかった場合はどのような取り扱いになるのかも分からない状況です。

なお、本村の今の状況は約九九パーセントのため、今すぐ一〇〇パーセント達成となるよう、関係農家にご協力をお願いしているところです。

村政懇談会特集



今年の稲作は豊作でした

▼農村総合整備モデル事業の進捗状況と今後の見通しは。

▽総事業費十六億三千五百万円を、七年間に配分して事業を実施する計画で、五十七年度から事業実施に入りましたが、ご承知のように臨調等のからみで予算の付きが悪く、当初計画した七年間の事業の見直しを行いながら実施しなければならぬ状況となり、皆さんの要望に沿えないのが実情です。

これまでの各年度別の事業費は五十七年度が三千二百万円、五十八年度が五千万円、五十九年度が六千万円であり、総事業費に占める進捗割合は八・四パーセントです。この間、集落排水三路線、集落道四路線、農業用排水一路線を完了したほか、五十八年度分の継続事業も含めまして、五十九年度予算で十二カ所の事業に着手しております。

なお、六十年年度の予算要求目標額は、七千五百万円から八千万円を見込むよう県から指導を受けておりますが、この事業がすべて完了するまでには現時点の見通しで、十五年から二十年ぐらいかかるのではないかとされています。

このようなかで、村内平等の事業実施を基本として進めています。緊急度も考慮して計画に入



整備された集落内道路

▼長呂堰撤廃についてのその後の経過は。

▽ご承知のように、この問題は猿橋川改修工事に伴い、県から長呂堰を撤廃したいの方針が打ち出されたことによるもので、村としては県の方針に逆行して、長呂堰は存置、同堰下にある信濃川から猿橋川に水を取り入れる補助樋管を復活してほしいと要望してきたところです。

しかし、その後のいろいろな事情から不本意であります。長呂堰の撤廃は止むを得ない、その代わり堰下の長呂樋管からの取水が復活できるよう関係機関に働きかけるといふ協議会の結論を得て、その運動を展開して参りましたところ、ようやく長呂地区県管かん排（施設機能障害）事業として今年度事業採択を受け、七百万円の事業費がつきましたことから、現在、三条農地事務所で樋管改築工事の調査及び実施設計等に取り組んでいるところです。

ところが、この事業は土地改良事業のため、地元負担が必要とされており、目下のところ、県に対し長呂堰の撤廃に同意する代償として、この事業が地元負担なしで施行されるよう、強く要望している状況です。

なお、事業の概要は、総事業費が七億五千万円で七〇〇ミリのポンプを二台設置し、昭和六十年と六十二年の三カ年間で工事を完成させたいと計画されていますが、昨今の国の財政事情から、期間内の完成は厳しいようです。

つているものは必ず施行しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、総事業費十六億三千五百万円の額につきましては、毎年の物価スライド等が加味されており、現段階では、すでに十七億五百万円ほどになっております。

▼農村環境改善センターの建物の概要と建設予定の時期は。

▽センターの用地は、役場の西側に六反歩ほど用意してあります。建物の概要は、計画の段階で延床面積を約一、五〇〇平方メートルとし、多目的に利用できるものを予定していたのですが、近くに公民館などの類似施設があることから、一、二四五平方メートルに若干減らされました。建物の施設としては、ここで老人検診や乳幼児検診等が受けられる保健センターの機能も兼ね備えた設計であり、その他には会議室や調理実習室、談話ロビー、事務室などが設計されています。

なお、この建設時期としては、当初昭和六十年年度着手を予定していましたが、現下の予算配分状況からいくと、当分の間、着工は厳しい情勢です。

▼他用途利用米の取り扱いについて。

▽他用途利用米の取り扱いについては、行政側としても非常に苦慮しているところです。

これは、米価決定の際、政府と農協サイドで交渉がもたれ、その結果、本年度に限り転作青刈り稲を他用途利用米として出荷を認めるとの決定がなされ

な名称ですが、現下の低成長長期に村内建築関連業者の活性化を図るために、来年度から実施する方向で、内容等を検討しているところです。

今のところ融資額についての考え方は、村の持ち出し額と同額を金融機関からも持ち出していただき、個人への融資額は三百〇四百万円を限度とし、融資利率は五・〇〇〜五・五パーセント程度を考えています。

なお、この制度の対象者は、当然村内に居住し、村内の建築業者から住宅を建設してもらうことが条件となります。

▼産業育成資金を利用する際、現在の手続きよりもっと簡単な手続きで利用することはできないか。

▽村の産業育成資金の内規を、今年四月一日から改正して保証人は一人でよいことにしましたが、融資委員会の際、その旨をお話しいたします。

▼刈谷田川の漁業権設定のいきさつは。

▽本村では、漁業権設定については反対していたのですが、刈谷田川漁協が上流で稚魚を放し、お金をかけて養殖していることから、県の内水面漁業管理委員会に漁業権設定の申請を行い、それが認可されたことにより、刈谷田川では自由に魚を取ることができなくなったものです。

なお、単に興味等で魚釣りを楽しむような場合は、規制及び料金のきまりがありますので、遊魚券を購入してから釣りを楽しんでください。遊魚券は、大字中西の稲庭由紀夫さん宅（六六六一二二三六）でその取り扱いを行っています。

▼住宅持家制度の概要は。

▽「持家住宅建築緊急対策資金融資制度」が正式

村政懇談会特集

企画課関係

▼本村が、信濃川テクノバレー圏域から除外されたのはなぜか。

▼このことに関して、去る八月二十一日付けの新潟日報で、その圏域を本村も含めた十五市町村に拡大すると伝えましたが、翌日になって中之島村は加茂市の誤りであった旨の訂正文が掲載されたように、本村は最初から、この信濃川テクノバレーの圏域拡大市町村には入っていなかったのです。

しかし、本村としては長岡市に隣接しており、広域市町村圏の構成市町村としてもこれまで一緒に広域行政を進めてきたのに、ここで除外されるのは本村のイメージダウンにつながるから、ただちに県に出向いて半ば抗議をこめて理由を聞いたところ、大川県企画調整部長は「これは、昭和五十八年七月に公布施行された『高度技術工業集積地域開発促進法』という法律に基づき、かねてより通産省と県との間で法定要件を満たす市町村の可否を分折・調査してきた結果、中之島村は残念ながらこれらの要件に欠けると認めて除外したもので、その最大の理由は、村の現況の工業集積度が著しく高い地域に該当しない点である。いわゆる工場が少なく、その出荷額も少ないということです。次に、五十町歩ほどの工業用地あるいは工業用水・住宅用地の確保が容易であることなどやその他の要件も満たしていないとの理由から除外した。」と説明されました。



インター周辺の航空写真

更に、この事業は、進出する企業に対しては税制と金融上の援助があるだけで、村に対しては国・県からの補助金は一切なく、工業用地五十町歩を取得して造成し、なおかつ、そこに企業立地を図るためのすべての経費は村の持ち出しとなるが、中之島村はそれに対処できるかと聞かれ、それより、今後とも農業を基調とした稲作を主要産業とし、その振興を図るべきではないか。せっかくの優良農地を潰してまで工業化を図るより、収穫量の上がる優良農地を活かした食糧基地としての役割分担を果たすことも、また大事なことでないかと見解を述べられました。

また、村で必要によっては農村工業導入法による工業団地の指定を受け、農村の余剰労働力を吸収できるような工場誘致を検討されるべきで、県としても、これには応分の協力をする旨の話もされており、一応、現段階では静観しているところです。

▼村内の集落排水対策は。

▼本村の集落排水は、そのほとんどが農業用排水

の団地化を図り、公害の発生の少ない農村型工場の誘致は図っていく考えです。

▼工場誘致への取り組みは。

▼工場誘致条例を制定して前向きに取り組んでいますが、土地の価格や排水などに困難な問題があり、話しがなかなかまとまらないのが現状です。

▼農振法が障害となつて、土地開発が進まないように思える。見直しをしてもよい時期ではないか。

▼都市計画サイドでお答えしますが、都市計画区域の拡大にしても農地サイドの守りが固く、なかなか認めてもらえないのが実情であり、特に、農業投資が行われた場合は、八年を経過しないと区域に入れることは難しいです。

また、農用地区域の除外についても、明日にでもすぐ開発できるということであれば可能でしょうが、将来に向けての計画だけではなかなか困難です。

▼押切駅前周辺の開発計画は。

▼押切駅前周辺の市街化区域編入については、線引き当初の段階（昭和四十五年）から強い要望があり、村としても県に対し、機会あることに呼びかけ努力して参りましたが、県では長岡市との土地利用の一体性や飛地としての区域設定は、法的基準——①現在すでに大規模の住宅地ができ、病院、大学あるいは新駅舎が設置されていることなど一定の要件を具備し、かつ、その面積規模がおおむね四十ヘクタール以上であること。②最近農

村政懇談会特集

▼中之島村の今後の進み方は。

▼基本的には、米の供給基地として農業立村の村で進みます。しかし、都市計画サイドで中興野付近が工業適地に指定されているほか、働く場を村内に確保するため、二、三町歩程度の土地

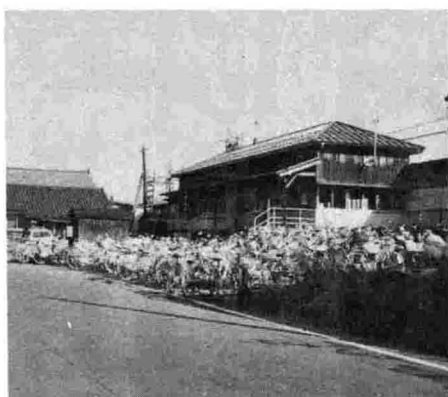


整備された集落排水路

なお、住宅排水についても住民の協力を求め、宅地内に集水枘の設置を図り、汚水が希釈されるように行政指導したいと考えています。

▼村として今後の大きな事業計画は。

▼中之島村総合計画の中で取り上げている、今後の大きな事業は——①中之島中央小の増築計画②中学校の改築あるいは統合計画③村道の改良工事④中西橋の改良工事⑤都市計画街路（役場から猫興野までの約一、〇〇〇メートル）の整備⑥下水道の整備計画⑦モデル事業の推進⑧農免道路の整備⑨体育施設の整備——などが上げられますが、三カ年間の実施計画を組み、毎年事業の見直しを行いながら実施しています。



押切駅前

施設を経て中之島川に流入しており、これらの処理対策を考へる場合中之島村土地改良区との協議を必要とするものです。将来的には、市街化区域内は公共下水道の整備を検討して行くことになると思いますが、当面は、都市下水道及び集落排水路の整備が急がれます。

これは、最近村単事業で進めてきた下水道整備事業並びに農村総合整備モデル事業の進行につれて、集落内排水路の整備が進み排水の流下が早くなり、集落外排水路に利用している農業排水施設との接点や流下経路に障害が起きてきたことによるものです。

これらの解決方法の一つに、農林水産省通達に基づく「農業集落排水事業実施要綱」によるミニ公共下水道の施設整備があります。事業的には処理施設の設置も含むため、その事業費並びに設置後の維持管理費等に相当の費用を必要とするものと見込まれますが、事業費に対する現行の助成が国五パーセント、県一五パーセント、地元負担三〇パーセントで、必要資金は農林漁業金融公庫資金または農業近代化資金の融通を受けられることから、これを併せて検討し、長期的視野に立つて抜本的な集落排水処理対策を立て、年次計画で実施して行くことを考えています。

しかし、新しい事業のため、要望してもすべて採択されるかどうかは不明です。

従って、とりあえずは集落ごとの排水をどのように誘導して、効率の高い方法で中之島川まで流下させるかを検討し、農業用水の反復利用に対しても、最大限支障を与えないようにして行くほか途はありません。

従って、今後は長岡市との土地利用計画と十分整合性を図りながら、市街化区域の編入について検討を進めて参ります。

なお、調整区域内における住宅団地や工業団地の開発については、従来二十ヘクタール以上でなければできなかったものが、民間活力の積極的な導入と地域の活性化を図るため、国の法律改正及び県の規則改正により、その開発規模が五ヘクタール以上に引き下げられ、次の三つの要件——①市街化区域に隣接または近隣していること。②駅舎等のある周辺地。③町村合併前に、その中心集落地に役場庁舎あるいは支支等のあった周辺地。——を具備し、特に県知事が認めた場合において、開発が可能になりました。

しかし、前段の市街化区域編入と同様、農用地区域内にある土地や最近農業投資を行った地区内につ

村政懇談会特集

いては、かなり厳しい制約条件がありますので、この開発に関しても十分精査した中で検討して参ります。

▼五十八年度の一般会計決算で一億六千万円もの赤字が出たが、それをもつと低めに抑えて有効に使っては。

▼決算というところで、ある時点で会計を閉めるため、このような結果となったものですが、会計を執行しているうちに収支状況が分かりますので、決算の認定を受ける前にそのほとんどを道路財源等に投入しました。

なお、この主な要因は、五十九年度は上通小学校の校舎及び給食棟の建設があるため、予算の執行を手控えたものとご理解いただきたいと思います。

▼住民の声を聞きおく程度の「村政懇談会」では価値がないと思うし、参加者も少ないのではないかと。出された要望等のうち、少しは実現をしてほしいが。

▼明解に解答できないものもあり、不満もあると



村政懇談会 (11月8日・大口会場で)

登録されない限り、コート一面一時間五〇〇円の使用料を、夜間はそほかに照明施設の使用料として三十分三〇〇円をいただきます。

▼テニスコートを新設するより、スポーツ人口の多い野球施設を充実させた方が、効果的と思われるが。

▼野球場を新設すると、広い土地を必要としますし、その他の設備にも多額の費用を要します。また、既存の学校のグラウンドにナイター施設を設置するにしても、周りが農地であったり、面積的に狭かったり、いろいろと問題があります。そこで、一歩でも前進させるために、できるスポーツ施設から整備を図っているところで。

なお、中条地区から今まで地区住民が畑として占用していた北中対岸の河川敷を、公認野球場とゲートボール場に整備してほしいと議会に請願されたのが、この九月議会で採択されましたので、目下のところ、その具体化に向けて調査・検討中です。

▼テニスコートの夜間照明で農作物等に被害が出た場合、その補償はするの

か。
▼各地にナイター設備の場所がありますが、今のところそのような話は聞いておりません。もし、被害が出るようであれば検討いたします。

▼民俗資料館に展示されている民具を

思います。全会場(十会場)終了後、出された意見等を集約して検討会を開催し、実施可能なものについては新年度の予算編成に向けて考慮いたします。

▼以前、駅前広場に自転車置場を設置するという計画があったが、その後の経過は。

▼確かに設置費用もどのくらいかかるかまで話しが進んだのですが、押切駅側からではなく、上部の国鉄側から自転車置場の建設予定地が荷物置場だからと反対があり、やむを得ず中止したものです。しかし、再度国鉄側に申し入れたいと思います。

▼モーターの進出を規制できないのか。

▼法律で規制されていないため、行政の力だけではどうすることもできません。ただ、先般もこの種の進出希望があったのですが、地元民の強い反対で進出を見送ったという事例があります。行政側としては、確認申請がビジネスホテル等として出されるため、その内容の把握が困難であり、行政指導も難しいのが実情です。

教育委員会関係

整備するとともに、それらの民具が実際にどのようになっているかを、写真や人形等を用いて紹介しては。

▼確かに現在のところ、民俗資料館内の民具は雑然と展示されている感がありますが、近く他市町村の民俗資料館の視察に出かける予定もあり、その中で、それらの点も含めまして前向きに検討し、改善したいと思っています。



民俗資料館の展示室

▼来年の夏、NHKラジオ「夏の巡回ラジオ体操」を、上通小グラウンドで開催するような話を聞いたが、

▼上通小学校完成記念の一環として、来年の「夏の巡回ラジオ体操」を上通小グラウンドに誘致したいということで、一応申し込みをしました。今のところ、開催予定は来年八月の早い時期とし、

▼中学校の将来は。また、教育効果や適正規模についての考えは。

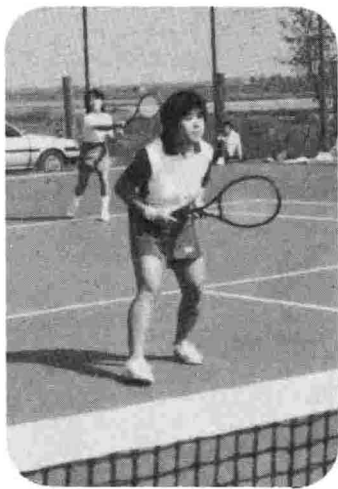
▼この件に関しては、広く村民の皆様からご意見をお聞きするため、来年度、専門の審議会等を設置する予定です。

また、教育効果については、単純に生徒数の問題だけでなく、経済効果や通学問題、教員配置などいろいろな問題がありますので、設置される専門の審議会により多く資料を提供し、十分検討していただくつもりです。

なお、学校の適正規模については明確な根拠はありませんが、文部省からの行政指導等では十二・二十四学級を目安としています。

▼信条小グラウンドの改良を。

▼村の総合計画では、昭和六十一年度に概算費用二千六百万円を投入して改良することになっています。



テニスの試合風景

▼テニスコートの使用料は。

▼今年度は無料で一般に開放していますが、来年度からは社会教育団体(五人以上のグループ)として

当日は三、〇〇〇人くらいの参加者を集めたいと計画しており、ラジオ体操終了後はその指導者講習会が開催される予定です。

なお、現在のところ、県下で五、六市町村が申し込まれているとのこと。

庶務課関係

▼町制施行へのその後の進展は。

▼町制に移行する場合、県の条例により五つの条件
①人口が一万人以上であること。②村の中心となる連たん地区の戸数が全戸数の六割以上であること。③農業以外の産業に従事する人及びその人の家族の数が全人口の六割以上であること。④前記③の従事者数が最近五カ年間増加傾向にあること。⑤教育・保健・交通・その他の文化的な施設があることを満たさなければなりません。現在、本村ではこれらの条件のうち、②の条件が欠けていますが、この全戸数の六割以上とは現在すでに六割以上でなくとも、将来の開発計画等の中ではつきり予測できればよいということですので、目下見直し作業中の都市計画の線引き変更とからめ、大きな集落と集落を線で結べるよう検討しています。

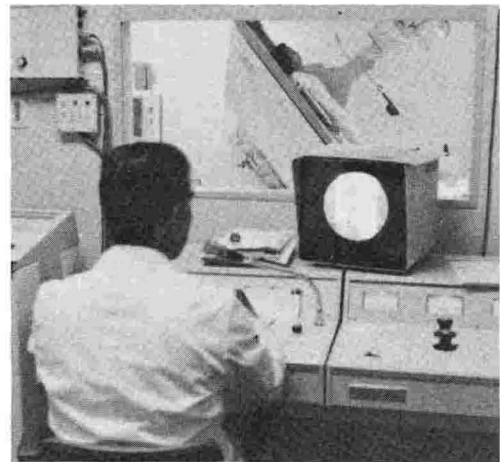
▼消防自動車を更新する考えは。

▼六十一年度までの消防計画には入っていませんが、万一、能力が低下するような事態が起きた場合は、

村政懇談会特集

▼一日人間ドック補助金該当者の個人負担金は、本村では一万四千円だが出雲崎町では七千円です。いと聞いた。本村の個人負担金をもっと安くできないか。

▽補助率は、各市町村により異なります。しかし、本村がこの事業を実施するに当たり、各市町村の補助率を調査した結果、 $\frac{1}{2}$ 補助のところが多くなり、また、財政的にも枠があるために $\frac{1}{2}$ 補助と決めたもので、五カ年間（昭和五十八年度～六十二年度）は現状のまま



一日人間ドックでの検査の様子
(写真は胸部・胃部及び食道透視検査)

▼集落下水路整備事業（略称六・四事業）の実施概要は、
▽昨年度まで六百万円の子算でしたが、今年度は七百万円いただき、だいたい十本程度の整備を予定しています。

▼農地あつせん事業の対象範囲を、現在の売り手地域内だけに限らず、全村を対象にできないか。
▽農業委員会にその旨をお話しいたします。なお、あつせんについての仕組みは、農業委員の中からあつせん委員二名を選定し、農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に寄与する程度等を総合勘案のうえ、あつせんしています。

▼農振区域内に農機具格納庫等を建てる場合の手続きは、また、許可が出るまでの期間は、
▽まず、産業課で農振除外の手続きをされてから、農業委員会で農地転用許可の手続きをすることになります。
なお、許可が出るまでの期間は、転用面積が二〇〇平方メートル以下ですと村の許可で済みますので、だいたい二カ月間ぐらい。二〇〇平方メートル以上ですと県の許可が必要となりますので、三カ月間ぐらいを要します。

農業委員会関係

事業を進める予定です。
なお、今年度の利用状況は補助金該当者が百二十名、全額負担者が五十名ほど受診されています。

Smokin' Clean

いっぴくにひと味とえる思いやり

守ってますか喫煙マナー

《村政懇談会会場別参加者数と要望件数等》

開催日	会場名	参加者数	要望件数等
10/29(月)	西所公民分館	23(30)	22(14)
30(火)	三沼公民分館	29(39)	24(19)
31(水)	信条公民分館	9(33)	13(9)
11/1(木)	中条集落開発センター	8(11)	7(20)
2(金)	中野西部集落開発センター	17(36)	18(16)
5(月)	中野公民分館	9(7)	23(13)
6(火)	押切駅前公会堂	24(14)	23(15)
7(水)	大口公会堂	16(18)	17(15)
8(木)	中之島村公民館	17(41)	23(26)
9(金)	中通公民分館	18(35)	18(19)
	計	170(264)	188(166)

※()は前年度の数字

村政懇談会特集



積載車及び可搬式小型動力ポンプの伝達風景

六十一年度まで待たなくとも対処したいと思いません。
なお、消防計画の概要計画を申しますと、五十七年度から各分団に積載車を配分してありますが、これが六十年度で終了し、六十一年度から各分団の消防ポンプ小屋の改築に着手する予定です。このほか、防火水槽の設置、可搬式小型動力ポンプの更新を計画的に行い、消防水利の整備を図っております。

▼防犯灯を設置してほしいが。
▽防犯灯の設置については、二つの方法で事業を進めております。
一つは集落間を結ぶ防犯灯設置の場合で、これは設置費の三分の一を村が助成し、電灯料は村が負担するものです。もう一つの方法は集落内に防犯灯を設置する場合で、この場合は設置費の全額を村が負担しますが、その維持管理費は地元負担となります。

いずれの方法で設置してほしいのか地元で十分協議をされたうえ、庶務課に申し込みください。

▼民間土地開発業者の所有地で、維持管理されていないため荒れ放題に荒れているのが見受けられるが防犯上、風紀上好ましくないもので、行政指導をお願いしたい。
▽維持管理を徹底されるよう、早急に申し入れます。なお、こういう事は懇談会を待たなくとも、お気付きの時点で庶務課に連絡いただきたいと思えます。

住民福祉関係

▼寝たきり老人に貸し出すベッドは、その対象者以外は利用できないのか。また、家庭奉仕員についても伺いたい。
▽貸し出しベッドについては、おおむね六十五歳以上の低所得者（原則として、その嘱する世帯の生計中心者が所得税を課せられていない者）で、介助者を必要とする長期間寝たきりの老人が対象です。しかし、いろいろなケースがありますので、地域の民生委員を通してご相談ください。
なお、家庭奉仕員の派遣制度につきましても、同様な考え方でご理解いただきたいと思えます。

▼各地区に割り当てられる赤い羽根共同募金の額は、どうしても達成しなければならぬのか。
▽割り当て額はあくまでも目安です。強制的ではありませんので、弾力的に考えていただきたいと思えます。

保健衛生課関係

▼中之島川の水質検査は行っているのか。
▽村独自の予算で水質検査を実施している河川は、中之島川、西小川江、猿橋川の三河川です。中之島川の採取場所は中野地先の蒲田橋付近で定期的に行い、農業用水の数値を基準にしていますが、これまでの検査結果はその基準内です。
なお、河川に油や魚が浮いているのを見つけた方は、すぐ保健衛生課に連絡くださるようお願いいたします。

共同募金



やさしさを隣人に

▼子どもの名前をつける前に、同姓同名者がいるかいないか分かる方法はないか。
▽電話でもよいですが、事前に窓口にご相談されれば調べてお答えいたします。

生前の大竹新一さん



このたび、教育功労者として従五位勲五等旭日双光章が贈られ、十二月十三日

村長室において、齋藤村長から遺族にその伝達が行われました。大竹さんは、ご承知の方も多いと思いますが、大正十五年から昭和四十年までの三十九年間にわたり教員生活(校長在任期間約十八年)を送られ、そのほとんどを村内の小・中学校(旧中条小・旧中野小・中之島中)で教鞭をとられた人です。

故大竹新一さん(元中之島中学校長)に
従五位勲五等旭日双光章
去る十月十七日、七十七歳で逝去された大竹新一さん(中之島第三)に、

また、教員を退職後は、村の社会教育・社会福祉関係の役職(民生委員、社会教育委員、公民館副館長、青少年問題協議会委員など)を歴任され、それらの振興に多大な貢献をされたほか、晩年は、村老人クラブ連合会長、村史編さん委員、公民館運営審議委員として、活躍されていた人でした。故人の叙位及び叙勲をお祝いするとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

店一店館屋
料理カバ
料キャバ飲旅仕
公給領収証を受けとりましょう

公給領収証の完全交付・受領強調月間
昭和59年12月10日→昭和60年1月9日

「稲作単作から複合経営をめざして―大口れんこん一五〇ヘクタール団地に取り組む青年部活動―」と題した、上通農協青年部(部員七十一名、部長野上健一さん・大曲戸)の実績発表が、去る十月二十九日開催の県大会で最優秀賞となり、続いて十二月四、五の両日、山梨県で開催された関東甲信越地区(一都九県)の活動実績発表会でも最優秀賞に輝き、来たる一月三十・三十一日、東京で開催される全国大会(六ブロックの代表者で競う)に出場することになりました。

上通農協青年部が全国大会へ 〜水稻プラスれんこんの実績発表で〜

同青年部は、昭和四十三年から本格的にれんこん栽培を導入し、その技術改良や消費拡大のための宣伝活動などを積極的に行うとともに、水稻プラスれんこんの複合経営を位置づけ、農業の専門化をめざしている団体で、これまでの活動経過と成果をまとめて、今

大会に初出場されたものです。最優秀賞受賞については、部長の野上さんは「諸先輩・事務局の方が、長い期間をかけて築いてくれた実績を、たまたま今年度役員になった私と田辺良太さん(大口)、丸山清一さん(池之島)の三人が部員を代表して発表したものです。たいへんラッキーでした。せっかく、ここまでできたのですから、全国大会でも上位入賞をねらいたいですね」と今の心境を語られる。正月を過ぎると、全国大会に向けての準備に忙しくなるといふ発表者の皆さん、最優秀賞の農林水産大臣賞をめぐって、頑張ってください。

なお、今大会と同時開催の「青年の主張部門」でも、中之島村農協青年部長の原田敏さん(鶴ヶ曾根)が「青年部活動に取り組んで」と題して、関東甲信越大会まで出場され、優秀賞に選ばれました。



野上健一さん
丸山清一さん 田辺良太さん

カメラ散歩



▲保育所のメイン行事である「おゆうぎ会」今年も12月上・中旬にかけて、各保育所で開催されました。(12月15日・中野保育所で)

▼「お寒い!」——12月17日の朝はあたり一面銀世界。昨年より、約20日(去年は11月26日)遅い初雪でした。(中条地区で)



▶昨年、ジャンボなかと松を長岡駅に寄贈されている、末宝の山田平作さん。今年も、一日がかりでみごとな「ジャンボかと松」(高さ約二・五メートル)を作られ、長岡駅へ運ばれました。十二月二十三日のことでした。

「セミの研究」で 県知事賞を受賞

長尾 浄子さん
(中之島中央小学校6年生)



「セミ」は何日ぐらい生きていくかご存じですか——この研究を、小学校二年生の夏休みから五年間も根気強く続け、セミの生命は二週間前後であると成果をまとめた、中之島中央小学校六年生の長尾浄子さん(中之島第三)が、第二十回新潟県児童生徒科学研究会で、みごと県知事賞を受賞しました。研究の動機について、長尾さんは「小学校二年生の夏休みにセミの羽化を目にし、その美しさと生命の誕生に大きな感動を受け、それ以来、セミの生態に関心を持つようになりました」と語る。そして、五年間の夏休み期間中、

採取したセミにペイントマーカー(絵の具の一種)で印をつけ、その生態を詳しく観察し続けたとのこと。

このようにして、多くの困難を乗り越えて積み重ねた「継続研究の成果」と、研究全体を貫いて「短い生物の生命を大切にしようとする心」が高く評価され、この会の最高の賞である県知事賞に、長尾さんの「セミの研究」——セミは何日生きていくのだろうか——が選ばれたものです。



消火器の規格が 変わりました

中悪質訪問販売にご用心中

消火器の製造販売規定が、12月1日から一部改正になりました。

これにより、販売業者による旧規格の消火器は販売できなくなりましたが、消費者の使用期間は昭和67年11月30日まで認められていますので、旧規格品が設置してあれば買い換える必要はありません。

訪問販売による、悪質な業者の口車には乗らないよう、十分ご注意ください。

なお、新規格の消火器であるかどうかは、次の方法で見分けることができます。

1. 安全栓の抜き方が上抜き式になっている。
2. 使用済みが一目で判別できる装置が設置されている。
3. 使用方法の説明に絵文字が添付されている。

また、一般家庭であっても、消火器を設置し点検することが望ましいのですが、消火器の設置義務はありません。消火器を購入するときは、信用ある販売店で購入しましょう。



五回以上の献血者を 表彰します

- 対象者 / 5回以上献血された村内在住者で、今まで村から表彰を受けたことのない人。
- 申請期間 / 1月31日(木)まで
- 申請窓口 / 保健衛生課
- 持参する物 / 献血手帳と印鑑

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正され、昭和六十年一月一日から施行されますが、その主な改正点は次のとおりです。詳しいことは、最寄りの法務局におたずねください。

〔父母両系主義の採用〕
生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

〔二重国籍の防止・解消〕
父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなります。改正法は、新たに次のような二重国籍防止のため

「国籍法」と「戸籍法」の一部を改正 昭和六十年一月一日施行

- の制度を設けました。
- ① 国籍の留保制度の適用範囲を拡大
外国で出生して二重国籍となった人は、所定の期間内に日本の国籍を留保（権利や義務を保持すること）する届け出をしないと、日本の国籍を失ってしまうという制度です。
 - ② 国籍の選択制度新設
二重国籍者は、原則として二十二歳になるまでに、日本の国籍か外国の国籍のどちらかを選んでもらうという制度です。
 - ③ 帰化条件の改正

- ④ 届け出による国籍の取得
国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行日前に二十歳未満の人は、施行日から三年以内に法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができます。
- ⑤ 国際結婚をした人の氏の変更
外国人と結婚した人が氏の変更を希望するときは、結婚の日から六か月以内に市区町村長に届け出ることによって、外国人配偶者と同じ氏を名づけることができます。

日本人と結婚した外国人の帰化条件は、今回の改正で、最低三年間国内に居住していること（結婚が三年以上に上っている場合は一年以上居住）が必要になりました。

海外移住者を 募集

国際協力事業団では、第四十六期の海外移住研修生を、次により募集しています。

- ▼応募資格 / 南米の日本人移住者受入国へ、農業移住を希望する十八歳から三十歳程度までの男子で、心身健全、渡航手続きに何ら支障のない者。
 - ▼応募期限 / 昭和六十年三月六日(木)
 - ▼照会先 / 〒160 東京都新宿区本塩町八の二 住友生命四谷ビル
- 国際協力事業団関東支部
☎〇三―三五九―八二八―四

冬の交通事故防止運動実施中 十二月十一日(火)～一月十日(木)

現在、県下一斉に「冬の交通事故防止運動」が展開されています。このシーズンは、忘年会や新年会などが続いて、酒を飲む機会がどうしても多くなります。ドライバーの皆さんは、乗るなら飲むな、飲んだら乗るな。の合言葉を必ず守るとともに、冬特有の道路条件の悪化に伴うスリップ事故および踏切事故、並びに歩行者等の事故防止のため、一層の安全運転を心がけましょう。

運動の期間

昭和五十九年十二月十一日(火)から昭和六十年一月十日(木)までの一カ月間

運動の重点

- 一、飲酒運転の追放
- 二、スリップ事故の防止
- 三、踏切事故の防止
- 四、歩行者・自転車利用者の事故防止



「村内交通事故発生状況」

区分	件数		死者		傷者	
	11月中	累計	11月中	累計	11月中	累計
59	1	26	0	1	1	29
58	2	27	0	1	3	31
比較増減	-1	-1	±0	±0	-2	-2

死亡事故0 連続162日(※現在)

見附地区交通安全協会から

優秀運転者を表彰します

- 資格要件 / 昭和59年12月31日現在で、一定の要件を満たしている見附地区交通安全協会加入者。
 - 表彰の種類 / 5・10・15・20・25・30・40年
 - 申請期間 / 1月4日(金)～1月14日(月)
- ※申請及び詳細は、安協窓口または各支会へ。

税務コーナー

給与所得者の 税金還付は、 再年末調整で

ボーナスの源泉徴収税額を計算する際、一年間の税額が年末調整によって精算されます。ところで、年末調整が済んでから、保険料控除の申告漏れに気づいたり、十二月三十一日までの間に結婚したり、子どもが生まれたりした人は、

大部分のサラリーマンの所得税は、その年の最後に支給を受け、給料や

年末調整のやり直し(再年末調整)を勤務先でもらうことができます。

この制度は、還付を受けるための確定申告書を税務署に提出することなく、還付が受けられる便利な制度で、期間は一月三十一日までです。詳しいことは、最寄りの税務署または役場税務課へおたずねください。



年金コーナー 誕生日に源泉徴収OK

国民年金の老齢(通算老齢)年金を受けている人は、毎年、誕生日に「国民年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。現況届は、引き続き年金を受けられるかどうかを確認する大切な手続きです。提出を忘れると、年金の支払いが差し止めされますので注意してください。

現況届の用紙は、誕生日の月上旬に社会保険庁から送付されますので、必要な事柄を記入してから市町村長の証明を受け、月末までに必ず着くよう返送してください。ただし、年金を受け始めてから一年にならない人は、年金が支給停止になっている人は、現況届を提出する必要はありません。

村史編さんこぼれ話(その八)

「鞍掛神社」の伝記(一)



大字宮内の部落の南、長呂部落との中間に由緒のある社「鞍掛神社」がまつられている。

この神社は祭神を可美真手之命といひ、弥彦神社の祭神である天之香語山之命の異母弟にあたるため、古い時代には両社は御同格の名社であったといひ伝えられている。

そこで、その今昔の一部を同部落真野家に伝わる「鞍掛神社記」から紹介して読んでみたい。

現在の御堂は、元禄三年九月に建てられたる飯堂そのままの模様なれば、国宝級の建造物なりとて識者の関心深きものあり。

今や、この飯堂の外に立証すべき材料なしと云えども、地名は歴史を語る唯一の証左なり。古宮人の住せる地にて宮内と称し、古の宮ありし地を古宮と言ひ、宮司の住みし地を権太夫新田と呼び、木の並び茂りし所を並木と言ひ、長き廊道を長呂と唱え、中野西村より古宮に通ずる道を開帳道と言ふ。されば十二年目ごとの午歳に御開帳ありて参道たりし所なり。

なお、古宮より現の御宮に通ずる道を明神道と言ふ。東方島の田にも宮内あり。北方中野西村にも宮内丁あり、その地域方に亘り、古の栄を今の地名に残して歴史は巖然として表現す。

古宮の焼跡には焼土瓦土器等しばしば発掘せられ、また、朱瓶金瓶等埋れあるなど面白き伝説と神話挙ぐるにいとまなし。(文字等当用漢字に筆者が改める)

神社を中心とした現地名の由来や、辺りに現在も参道の並木であったと思われ、巨木が掘り当ることがあるとか、興味深いものがある。



鞍掛神社の全景

退職者医療制度適用の皆さんへ

◎お医者さんにかかるときは、必ず、保険証と一緒に「退職被保険者証」を持参して、診療を受けてください。もし、この「退職被保険者証」を提示されない、一般国保と同じ3割の自己負担となります。

◎退職者医療制度の届出は、年金証書が届いたら14日以内に国保係に、申請することになっています。厚生年金等から老齢(通算老齢)年金をもらって国保に加入している人で、まだ、申請していない人は、すぐ国保係に届け出てください。

※詳しくは、国保係にお問い合わせを。(☎66-2170・内線46)

村結核レントゲン検診を三年以上未受診の方へ

満十六歳以上の人は、結核レントゲン検診を毎年受診(本村では、毎年七月の住民健康診査の際、無料で実施)するように、義務づけられています。しかし、未受診者もかなり見受けられることから、このたび、三年以

上の未受診者を対象に、照会書を送付しました。その回答がない場合は、後日保健所が実施する結核レントゲン検診の受診対象者となりますので、まだ回答されていない人は、至急保健衛生課に連絡ください。

麻疹予防接種のお知らせ

＜対象者＞
●昭和57年1月1日～昭和58年6月30日生まれの幼児
●6歳未満で麻疹に未感染・未接種の幼児

＜実施日程＞
●期日及び対象地区/1月9日(木)・中之島・上通・中通・西所、1月11日(金)・中野・中条・信条・三沼
●時間/午後1時40分
●会場/中之島村公民館
※母子手帳、問診票を忘れずに持参してください。



ただいま 工事中 -入札結果から-
Table with 5 columns: 場所, 工事名, 工事費, 工事業者名, 完成予定日

編集後記

人口の動き
11月30日現在
()内は前月比
人口 11,563人(+11)
男 5,664人(-3)
女 5,899人(+14)
世帯数 2,349戸(+2)

▼今年最後の「広報なかのしま」をお届けします。
▼あの豪雪で明け、久しぶりの暑い夏と豊作の秋となった五十九年も、あとわずか…。皆さんのご家庭では、どんな年だったでしょうか。わが家の十大ニュースでもひろってみると、きっと楽しいと思います。
▼寒さが日増しに厳しくなりますが、ご家族おそろいでよい年を…。

大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時～午後3時

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時